



No. 272
2015・2・25
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部
支部長 吉岡 巖
神戸市中央区海岸通一丁目二番三十一号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
TEL 078-813-9311 (一八〇一代)
FAX 078-813-9311 (一八〇二代)

支部会員懇談会「最近の医療過誤の動向」 弁護士激増で医療過誤訴訟は増加する

支部は2月21日、阪神合同法律事務所川西絵理弁護士を講師に招き、会員懇談会「最近の医療過誤訴訟の動向―外来診療でのクレームを未然に防ぐために―」を開催。会員や会員医療機関のスタッフら16人が参加した。阪神合同法律事務所は医療法人の常務理事や病院の倫理委員を務める弁護士が所属し、医療機関側に立った医療トラブルの解決を数多く手がけてきた事務所。以下、講演の要旨を掲載する。

医療事故とは医療の過程で起きた人身事故のこと、医療過誤とはそのうち、医療従事者に過失がある場合である。また、「医療過誤で問われる民事責任は、故意もしくは過失によって他人の権利を侵害した場合の損害賠償と医療契約の不履行による損害賠償の双方が問われる場合が多い」とした。前者の効効は3年、後者は10年である。民事責任が発生するのは、過失があること、因果関係があること、損害が発生したことの3要件が求められる。過失の判断基準は「行った診療行為が、当時の臨床医学の実践における医療水準に達していたか」による。この場合の医療水準とは相対的なもので、大学病院と一般の診療所では異なる。また、学会のガイドラインや医薬品の添付文書はそのまま医療水準を規定するものではないが、過去の最高裁判例では一般的な医療慣行よりも優先されることがあるので注意が必要である。具体的に過失が



講演後、カルテの開示を患者から求められた場合の対処など、参加者から質問が相次いだ

問題になるかどうかの例を挙げる。脳動脈瘤に対する脳動脈瘤コイル塞栓術において血管を穿孔した場合、血管内手術では血管の穿孔が起こる可能性がある。つまり、予見可能性がある。そして、医師にはそれをしていないようにする注意義務がある。この注意義務に違反することが過失である。つまり血管を穿孔したことは結果であって、それ自体が過失ではない。つまり、結果からは過失は判断されない。その時点で得られた情報に基づき、実施可能であった医療行為が医療水準に達していれば、たとえ結果が悪くても過失があつたとはいえない。しかし、実際の医療現場では、裁判にまでならないものの、合併症で患者とのトラブルになることは多い。そうした場合の対処法として、患者と家族に十分な説明を行うこと、できる限りの原状回復に努めることが大切で、損害賠償には応じないことを基本にするべきである。

さらに、最近の動向として、医療過誤裁判の過失について、説明義務違反が問われることが多い。説明義務とは、患者の有効な同意を得るための説明義務、患者に治療方法などを選択させるための説明義務、悪しき結果を避けるための療養指導義務、転医勧告義務。この説明義務違反の場合の4つを指す。具体的なインフォームドコンセントとは、治療の目的、方法及び内容、治療の危険性、他の治療手段の有無、その治療を行わない場合の予後の見通し、その発生頻度である。この説明義務違反の場合の損害は自己決定権を侵害したことによる精神的苦痛に対する慰謝料のほか、説明があればその治療を受けなかったことが明らかな場合は、全損害が認められることもある。

民事責任について、因果関係がなければ責任は問われないが、因果関係とは「通常人が疑いをさしはさまな程度の真実性」と定義されている。具体的には、肺がんの見落としの例で見れば、見落としがなければ生存していた相当程度の可能性によって判断されるので、ステージIであれば、高度の蓋然性が認められ、損害は大きくなるが、ステージIIIやIVでは「生存していた相当程度の可能性」があるとして、200万円から300万円程度の慰謝料の支払いとなる。損害について物質損害と精神的損害に分けられ、物質損害では治療関係費、付き添い介護費用、入院雑費、休業損害、逸失利益(事故がなければ当該患者が得たであろう収入)、精神的損害では慰謝料が請求される。昨年6月に成立した医療・介護総合法により、医療事故調査制度が創設されることになった。この制度は「提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産で、予期しなかつたもの」を医療事故調査・支援センターに届け出ることを、病院、診療所、歯科診療所、助産所に義務

明石支部では、企画を募集しています。文化行事から臨床研究会まで、お気軽に事務局までご連絡ください。

